

預金保険法第 80 条に基づく「業務及び財産の状況等
に関する報告」及び「経営に関する計画」

平成 14 年 7 月 9 日

厚木信用組合

金融整理管財人

目 次

I. 業務及び財産の状況等に関する報告	頁
1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
(1) はじめに	1
(2) 経営破綻の原因	1
①当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
②経営破綻に至った経緯	1
③破綻に至った要因	2
(3) 管理を命ずる処分までの状況	2
①資本の状況	2
②自己資本回復の断念	2
2. 業務及び財産の状況について	
(1) 与信業務	3
(2) 預金業務	3
(3) 投資等業務	4
①投資有価証券	4
②商品有価証券	4
(4) 固定資産の状況	4
(5) 不良債権の状況	5
(6) 関連会社の状況	5
3. 事業譲渡等の見込みについて	
(1) 基本方針	5
①早期譲渡	5
②優良な顧客基盤・資産の維持	6
③経費の節減	6
④地域金融機能の維持	6
⑤内部管理体制の整備	6
⑥責任追及体制の確立	6
(2) 具体的施策	6
(3) 事業譲渡の見込み	6

II. 経営に関する計画

1. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	7
(1) 円滑な業譲渡の早期実施	7
(2) 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、優良な顧客基盤の維持	7
(3) 公的費用の極小化	7
(4) 地域経済への配慮	7
(5) 内部管理体制の確立	8
(6) 旧経営陣等の責任追及体制の確立等	8
2. 業務の暫定的な維持、継続による金融仲介機能の維持の方針	8
(1) 基本運営方針	8
(2) 管財人会議・業務運営会議の設置	8
(3) 個別業務運営方針	9
① 与信業務運営方針	9
② 資金調達業務運営方針	9
③ 投資業務運営方針	9
④ 経費運営方針	9
⑤ その他の業務運営方針	10
3. 事業譲渡等を円滑に行うための方策	10
(1) 経営責任の明確化	10
① 旧経営陣の辞任等	10
② 役員退職慰労金	10
(2) 経費の削減	10
① 人員及び人件費の削減	10
② 物件費の削減	10
(3) 店舗統廃合	11
(4) 保有資産の処分	11
(5) 内部管理体制の整備	11
(6) 関連会社の整理	11
(7) 不良債権の回収強化	11
4. 法令等の遵守	11
5. 預金保険法第83条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等	11

I. 業務及び財産の状況等に関する報告

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

(1) はじめに

当組合は平成 13 年 12 月 21 日、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第 74 条第 1 項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第 80 条に基づく報告の求めに応じ、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成 13 年 12 月 21 日に選任された金融整理管財人のもとで直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第 83 条に基づき、現在旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査もすすめており、これにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

(2) 経営破綻の原因

①当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は昭和 28 年 3 月 6 日現在の厚木市を中心とする地域住民の企業活動と生活の向上を目的として設立されました。営業地域については、県央、湘南 10 市 4 町 1 村とし、店舗は厚木市に本店、その他支店 8 店舗で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。

②経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等業務拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態である建設業、不動産業を中心に経営の悪化する取引先が続出したことに加え、担保不動産価格の下落もあり、回収不能債権が急激に増大し、貸出金の不良債権化が進み、大幅な追加引当金が必要となりました。

また、預貸率低下に伴い余資運用を増加させ、株式を始めとし各債券等を購入しましたが、相場の下落により評価損が発生し、減損処理が必要となつたため、平成 13 年 9 月末基準の自己査定において大幅な債務超過となりました。こうした状況の中にあって、

当組合では自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

③経営破綻に至った要因

延滞中で内入れの全くない状態であったにもかかわらず、全額の返済について特に検討することなく、5億円近い残元金に対し月々金40万円の返済による条件変更に応じている等、融資審査内容に不十分な点が見られることや、貸出金の回収・管理も延滞が生じているのにもかかわらず、不動産についての競売申立て、あるいは連帶保証人に対する責任追及の法的手続が取られていないなど、十分とは言えない。また優良取引先の確保の努力、大口債権化の抑制など、融資資産の内容の健全化へのシフト策も有効に講じてきた跡が見られなかった。有価証券の運用である安全性、流動性については、常務会で購入、処分時に協議する事項であるにもかかわらず実績を追認するだけで機能してなく、運用基準も定められていないなど適切なリスク管理の跡が見られなかった。貸出金を含めた資産運用面で効果的な経営施策が実現出来なかつたことが破綻に至った主たる要因と考えます。

(3) 管理を命ずる処分までの状況

①資本の状況

当信用組合は、平成13年3月期決算を6月28日に発表したあと、関東財務局から財務状況等の報告を求められ平成13年9月末時点において自己査定を行った結果、大口債務者の業況悪化等により26億円の追加償却の引当額が必要となり、さらに有価証券に係る減損処理などから24億円の債務超過となりました。これにより自己資本比率は5.68%からマイナス9.75%へと大幅に低下することとなりました。

②自己資本回復の断念

当信用組合は平成13年9月末時点の自己査定により、自己資本比率がマイナス9.75%に低下したことから、自己資本回復のためには、数拾億円の増資が必要であり、これだけの増資の達成は見込めず断念する外はありませんでした。

この様な状況を踏まえ、信認を回復することは著しく困難であり、その財産をもって債務を完済することができない状況にあるとの判断に基づき、12月21日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うに至りました。

2. 業務及び財産の状況について

(1) 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である厚木市の建設業、小売業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数: 9店(10年3月末は8店舗)

(単位:百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)
		構成比		構成比		構成比		構成比	
貸出金残高	36,094	100.0	37,070	100.0	33,480	100.0	29,941	100.0	39,823 100.0
うち中小企業	21,074	58.3	21,627	58.3	19,249	57.4	17,371	58.0	27,768 69.7
うち個人	15,019	41.6	15,443	41.6	14,231	42.5	12,570	41.9	11,516 28.9
うちその他	--	--	--	--	--	--	--	--	539 1.4

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

(2) 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数: 9店(10年3月末は8店舗)

(単位:百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)
		構成比		構成比		構成比		構成比	
預金残高	56,611	100.0	60,496	100.0	58,535	100.0	57,571	100.0	65,732 100.0
うち個人預金	48,452	85.5	51,285	84.7	50,494	86.2	49,955	86.7	52,367 79.7
うち法人預金	7,606	13.4	8,524	14.0	7,309	12.4	6,988	12.1	11,118 16.9
うちその他	553	0.9	687	1.1	731	1.2	627	1.0	2,247 3.4

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

(3) 投資等業務

① 投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりましたが、金融債が満期をむかえたことにより、株式等の運用も行われています。今後は順次売却する方針といたします。

<投資有価証券残高推移>

(単位:百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末 評価損益
投資有価証券	15,912	15,988	6,780	-202
国債・地方債	162	168	168	16
社債	15,750	15,820	5,010	-15
株式	--	--	1,401	-201
その他	--	--	200	-1
貸付有価証券	--	--	--	--

② 商品有価証券

当信用組合は商品有価証券は保有していません。

(4) 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

	土 地				建 物		
	件数	簿 価 取 得 額	評 価 額	含み損益	件数	簿 価 取 得 額	簿 価 償 却 額
事業用不動産	9	1,260 678	603	-657	60	前 228 653	後 209 19
所有不動産	1	57	22	-35	—	—	—

(5) 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

区分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占める割合	貸出金 残高	貸出金 に占める割合	貸出金 残高	貸出金 に占める割合
破綻先債権	769	2.2	1,069	3.5	1,163	2.3
延滞債権	6,759	20.1	7,800	26.0	4,402	8.8
3ヶ月以上延滞債権	378	1.1	185	0.6	195	0.4
貸出条件緩和債権	2,991	8.9	200	0.6	2,239	4.5
合 計	10,900	32.5	9,256	30.9	7,999	16.0

<金融再生法の開示債権>

(単位:百万円、%)

区分	平成13年3月		業界平均(13年3月期)	
	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合
破綻更生債権等	4,296	14.0	3,311	6.2
危険債権	4,613	15.1	2,510	4.7
要管理債権	386	1.2	2,382	4.5
正常債権	21,245	69.5	44,817	84.6
合 計	30,540	100.0	53,020	100.0

(6) 関係会社の状況

当組合に関係会社はございません。

3. 事業譲渡等の見込みについて

(1) 基本方針

① 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

② 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な融資基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

③ 経費の節減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

④ 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

⑤ 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

⑥ 責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

(2) 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

(3) 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済、及び善意かつ健全な中小企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、事業譲渡先の選定を行なった結果平成14年2月25日に平塚信用金庫と事業譲渡契約書を締結しました。今後は、早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。